

米国における株主の責任

前 嶋 京 子

- I はじめに
- II 有限責任の原則
- III 特別規定による株主の責任
- IV 法人格否認による株主の責任
——資本が不十分な会社について
- V 結語

I はじめに

株主が有限責任しか負わず、会社に対する出資義務の他は、会社債務に関しては何らの責任もないということは、わが国において今日当然の原則として認識されている。しかし、他方、一定の状況下では、例外的に法人格否認の法理により株主に会社債務に関する責任が課せられることも是認されてきたといえる。また、株主であると同時に会社の取締役としての地位にもある者については、取締役の責任の側面からではあるが、従来より実際上一定の場合には、会社債権者に対する責任が課せられていたともいえよう。これに対してさらに積極的な形で、昭和61年5月15日法務省民事局参事官室より公表された商法・有限会社法改正試案においては、一定規模以下の株式会社及び有限会社の所謂機能資本家について、特定の会社債務に関する責任を課そうとの試みが表われている（三 株式・持分 14（支配株主等の責任））。同趣旨の試みはすでに昭和59年に公表された大小

(公開・非公開) 会社区分立法及び合併に関する問題点の中に示されており(五 株式・持分に関する問題点 9 (経営に参画する支配株主等の責任)), 今までのわが国の制定法上にない株主の責任を立法化するものとして注目される。これらの試みはいずれも、有限責任を享受するには資本的基礎の脆弱な、従って小規模な会社における機能資本家に限定して責任を課する趣旨のものであり、また、会社債務もその発生が非任意的な特定の債務に制限する意向のものであると思われる。かかる発想は、米国において株主の責任を論ずる場合に従来より考慮されてきたものであるといえる。また、昭和59年に公表された上述の問題点の注でも参照条文として掲げられたニューヨーク事業会社法630条は、今回の改正試案でも特定の債務の一つとして明示された労働債権に関しての株主の責任が規定されたものである。機能資本家の責任を論ずるにおいて、従来わが国では会社経営者としての側面からの責任を論ずるのに重点が置かれてきたと考えられるのに対し、米国では比較的株主としての側面からの責任を論ずる事に熱心であるように思われる。そこで、本稿では、米国における状況を検討し、いかなる場合にどの様な株主にどういった責任を負わせうるのか等を明らかにし、以って今後の立法に関する議論にも資するものとした。

Ⅱ 有限責任の原則

米国においてもわが国同様原則的には株主は有限責任を負うのみである。従って、例外的な特別規定が存する場合等を除けば、株式に関する払込義務が履行された後は、会社債務に関して株主は何ら責任を負うものではない⁽⁴⁾。これについては、現代各州会社法に対する典型例とされる模範事業会社法 (the Model Business Corporation Act) セクション 6.22 にも、株式引受人は発行株式に関する払込義務を負う他は会社及び会社債権者に対して何らの責任も負うことなく (§ 6.22(a)), 会社株主は自身の行為によって責任を生ぜしめた場合の他は会社の行為や債務に関して責任を

負うものではない旨 (§ 6.22(b)) 規定されている。かかる有限責任の原則は、株主が当該会社の唯一の株主であった場合にも適用され⁽¹⁾、株主が会社に対する通常の支配権を及ぼしているという事実だけで有限責任の原則が否定されるものでもないとされる⁽²⁾。また、会社の不法行為債務についても、株主が当該不法行為に加功していない限り、何らの責任も負うものではないとされる⁽³⁾。

株主の有限責任の原則の例外的な場合として、特別規定が存する場合がある。かつて米国では、非公開会社に関しては、株主に対して出資義務の上に更に一定の責任を課することが普通に行われていた時代もあったといわれる⁽⁴⁾。しかし、今日では会社の一般債務に関する責任を株主に課する規定は廃止されてきており、株主に付加的な責任を課する場合にも、当該会社従業員の労働債権に関してといった非常に限られた内容の会社債務に関する責任となっているといわれる⁽⁵⁾。さらに有限責任の原則が否定され、株主に責任が課せられる場合の最も重要なものとして、会社の法人格が否認される場合があげられる⁽⁶⁾。会社法人格否認は、会社財産を株主が自己の財産の如くに扱っている場合などになされるものであるが、その一要素として、会社の資本が不十分であったという事が考慮される場合がある⁽⁷⁾。

以下では、株主に付加的な責任を課する特別規定について概観した後、法人格が否認される場合に関しては、特に会社の資本が不十分である場合の株主の責任について検討する。なお、株主の責任に関しては、他に、支配株主の少数株主に対する受認者 (fiduciaries) としての義務に関するものも考えられるが⁽⁸⁾、本稿では、会社債務に関する株主の責任を検討するので、かかる支配株主の受認者義務に関する責任には言及しない。

(1) 19 Am. Jur.2d § 713; 11 N.Y. Jur. Rev. § 458; W. Fletcher, *Cyclopedia of the Law of Private Corporation* vol. 13 § 6213. なお、株式に関する払込義務が未履行の場合、米国においては会社債権者に対して株主が直接に責任を負うことも考えられる場合がある点、間接責任しか負わないわが国の株主と異っている

- といえる。詳しくは、19Am. Jnr. 2d § 721以下参照。
- (2) Fletcher, *op. cit.*, § 6213; 11 N. Y. Jur. Rev. § 458.
 - (3) Fletcher, *op. cit.*, § 6213, § 6216; 19Am. Jur. 2d § 715.
 - (4) Fletcher, *op. cit.*, § 6214; 19 Am. Jur. 2d § 714.
 - (5) 19 Am. Jur. 2d § 775.
 - (6) 19 Am. Jur. 2d § 775; Model Business Corporation Act Annotated p. 390; 11 N. Y. Jur. Rev. § 458.
 - (7) 19 Am. Jur. 2d § 713; Model Business Corporation Act Annotated p. 387.
 - (8) 19 Am. Jur. 2d § 713.
 - (9) 支配株主には、これらの者を通じてしか行動し得ない少数株主に対して、会社財産をして最大限可能な収益を上げる為に誠実に注意深く勤勉に業務執行すべき義務があるとされ、また、少数株主の利益を保護すべき義務があり、少数株主に対して会社財産よりあげた収益をその割合に応じて支払い、それを担保する義務があるとされる。18 Am. Jur. 2d § 497参照。

Ⅲ 特別規定による株主の責任

米国においては、株式に関する払込義務以外に株主に何らかの責任を特別規定を以って課することは、かつては非公開会社については、決して珍しい事ではなかったとされる⁽⁴⁾。しかし、漸次かかる特別規定は廃止されてきており⁽⁵⁾、会社従業員の労働債権に関してといった非常に限られた内容の会社債務について株主に責任を課する特別規定が、ニューヨークやウィスコンシンにわずかに残るのみであるといえる⁽⁶⁾。そこで以下では、これらの規定に関して若干検討を加えていくこととする。

ニューヨークでは、事実上株式が公開取引されていない会社について、持株数が上位十番目までの大株主は、会社従業員に対し、これらの者によってなされた役務について会社が支払わなければならない賃金等の全債務に関して、連帯して責任を負うことが規定されている(N. Y. Bus. Corp. Law § 630)。ウィスコンシンでは、株主は会社従業員に対して、会社の

ためになされた役務に関する会社債務（但し、六ヶ月以内の役務に限られている）について、自己の有する株式の発行価額と同額まで責任を負う旨の定めがある（Wis. Stat. Ann. § 180.40 (6)）。

これらはいずれも労働債権に関し従業員に対する直接責任を株主に課するものであるが、ニューヨークの規定に関する解説によれば、「従業員」には、業務執行者や弁護士（attorney）としての地位にある者を除いた、会社に雇われている全ての者が含まれるとされる⁽⁴⁾。事例を見ると、Harris v. Lenderfine 事件（1949年）⁽⁵⁾では、当時の株主の会社従業員に対する責任規定に関して、会社の大株主、業務執行役員、取締役である者は自己の賃金について他の株主に対し請求することはできないとされた。Askowith v. Carlton 事件（1928年）⁽⁶⁾では、業務執行部の長であり、事業における経営者の一人である者は、制定法規中の従業員には該当しないとされた。Kabaker v. Gelb 事件（1941年）⁽⁷⁾でも、ある会社（旧会社）から他社（新会社）への財産の引渡しに関し、旧会社の株式の50%を有していた者が新会社での自己の雇用の条件として、それなくしては新会社が機能し得ない様な旧会社の重要な財産の付与若しくは貸与をなし、新会社の取締役にもなっている場合には、新会社の株主はこの者の賃金に関して何らの責任もないとした。また、Bristor v. Smith 事件（1899年）⁽⁸⁾では、従業員の役務について株主に責任を課した規定に関しては 弁護士（attorney）は従業員に該当しないとされた。これに対して、専門的競技者やエンジニア、職長などは従業員に含まれるとされるという⁽⁹⁾。また、Farum v. Harrison 事件（1915年、上訴審1916年）⁽¹⁰⁾では帳簿係が、Hitchcock v. Pagenstecher 事件（1921年）⁽¹¹⁾では給料が歩合制であるセールスマンが、それぞれ従業員と認められた。従業員の労働債権の具体的内容であるが、これには給料、残業手当、休日手当や退職手当ばかりでなく、雇主が支払うべき保険料や年金基金に対する分担金、及び、その他従業員によって提供される役務に関して正当に支払われるべき一切の金銭をも含む旨が規定されている（N. Y. Bus. Corp. Law § 630 b）。

この様な特別規定は、従業員を保護するため労働債権に関して株主に責任を課すものと思われる。かかる規定の性質は刑罰的性質のものであると述べられたり⁶⁰、かかる責任は準契約的なもの (quasi contracts) であるとされたりする⁶¹。労働債権は本来会社の債務であり、実際に従業員が株主の責任を追求するためには、一定の手続が要求されている。すなわち、従業員は、株主に対する訴を提起する場合には、事前に当該労働債権に関しての会社に対する勝訴判決が取得されていること、および、その判決に基づく執行が不満足に終わっているということが条件とされている (N. Y. Bus. Corp. Law § 630a)⁶²。また、訴は執行が不満足に終わった後90日以内に提起されなければならない (N. Y. Bus. Corp. Law § 630a) との時間的制約も存する。さらに、従業員は、労働債権に関するかかる責任を追求する旨を提訴前に株主に対し書面で告知しておかなければならないが、告知は役務終了後⁶³ 90日以内、株主記録の調査が必要なときには、調査の機会を与えられた後60日以内になされなければならない (N. Y. Bus. Corp. Law § 630a) との制約も存している。これらの時間的制約は、特別規定により特段の責任を負わせる反面、かかる責任に関し事態の早期解決を図り、長期間にわたって株主が法的に不安定な地位に立たされることを免れしめるためのものと考えうる。かように、ニューヨークでは比較的厳しい時間的制約を課しつつも、一定の株主に対して全労働債権に関して額を制限することなく責任を課しているのに対して、ウィスコンシンでは、株主の責任をその者の有する株式の発行価額までに制約し、かつ、労働債権を六ヶ月内の役務に関するものに限定している (Wis. Stat. Ann. § 180.40(6))⁶⁴。なお、ニューヨークにおいても、自己の負担部分を超えて従業員に対する連帯責任に任じた株主は、その超過額について、他の株主に求償しうる旨が規定されている (N. Y. Bus. Corp. Law. § 630c)。

以上の様に、株式に関する払込義務以外に株主に責任を課する規定をおいている州にあっても、その内容は労働債権に限定されており、しかも、その対象となる債権自体が六ヶ月内の役務に関するものに限定されたり、

また株主の責任額が制限されたり、あるいは、責任追求のために時間的制約のある手続を要求するなど、責任を負担せしめられる株主のための配慮もなされている。また、保護される「従業員」を具体的事例にみても、経営に関与しうる大株主・業務執行役員・取締役といった者は除かれており、かかる規定は、会社関係における弱者の立場にある従業員の保護のために極めて例外的に株主に責任を課する主旨のものである事を推知しうる。

- (1) 19 Am. Jur. 2d § 775.
- (2) *Loc. cit.*; Model Business Corporation Act Annotated p. 390.
- (3) *Loc. cit.*; Harry G. Henn and John R. Alexander, *Law of Corporations* § 202 (3rd ed. 1983).
- (4) 11 N. Y. Jur. Rev. § 465
- (5) 196 Misc. 410, 92 N. Y. S. 2d 645.
- (6) 249 N. Y. 579, 164 N. E. 590.
- (7) 52 N. Y. S. 2d 678.
- (8) 158 N. Y. 157, 53 N. E. 42.
- (9) 11 N. Y. Jur. Rev. § 465.
- (10) 167 A. D. 704, 152 N. Y. S. 835, affd 218 N. Y. 672, 113 N. E. 1055.
- (11) 198 A. D. 511, 190 N. Y. S. 706.
- (12) *Farum v. Harrison*, 167 A. D. 704, 152 N. Y. S. 835 (1915); *Kabaker v. Gelb*, 52 N. Y. S. 2d 678 (1941); *Harris v. Lederfine*, 196 Misc. 410, 92 N. Y. S. 2d 645 (1949).
- (13) *Halkin v. Hume*, 123 Misc. 815, 206 N. Y. S. 702 (1924); *Horowitz v. Winter*, 129 Misc. 814, 222 N. Y. S. 233 (1927).
- (14) 詳しくは 11 N. Y. Jur. Rev. § 469 参照。
- (15) 「役務の終了」には、従業員からの任意の退職及び雇主からの解雇のいずれも含まれているとされる (*Burns v. Stento*, 9 N. Y. S. 2d 736 (1939))。
- (16) 提訴期間についても一定の制限に服すると考えられている。Wis. Stat. Ann. § 180. 40 note 7 以下参照。

IV 法人格否認による株主の責任

— 資本が不十分な会社について

米国では一般的に、株主の会社債務に関する責任が認められる場合として、会社の法人格が否認される場合が考えられている。もとより、法人格が否認されるには一定の要件が必要とされ、今日ではおよそ(1) 会社と同一視されうる者による会社支配が存在すること、(2) 両者が分離しえない程に所有と利益の一体性が存在していること、(3) 法人格の存在に固執することによって不公正を是認する結果となること、が典型的な要件として考えられている⁽⁴⁾。この(3)の要件に関する事例が生ずる場合として、その業種においては不十分な資本で会社が設立された場合が考慮されている⁽⁵⁾。十分な資本を有しない経済的基盤の脆弱な小規模会社に関しては、わが国においても少なからず問題の存するところであり、株主の責任について立法化の動きもあるなかで、米国におけるかかる株主の責任に関する状況は参考としうる点も多々あるものと考えられる。そこで以下では、米国における法人格否認の要件としての会社資本の不十分性とはいかなるものであるのか、また、具体的にはどのような株主がどのような会社債務に関して責任を負うものと考えられているのか等をみていくことにする。

(一) 資本の不十分な会社 会社がその債務に備えるための資本を十分に有していない事を唯一の要件として、かかる会社の法人格を否認することが許されるか否かについて、学説上は、これを肯定するべきであるとの見解が有力に主張されている⁽⁶⁾。すなわち、株主が責任を免れるために形ばかりの会社組織を設立することを是認するのは不衡平であり、資本が不十分であることは、そのみで会社の有限責任を否認するには十分であると考えられている⁽⁴⁾。また、有限責任は歴史的に株主と債権者と州との間の妥協の産物であり、投資を容易にするために必須のものとされてきたのであって、十分な資本を要求することなく、いたずらに広くこの有限責任の原則を適用することは、企図された主旨にもとるものであるとし、資本が不十分であることが唯一株主の会社設立・維持に関する不誠実 (bad

faith) を示す要素であるときにも、法人格を否認しうるのであって、有限責任の適用を制限することにより、債権者は、十分に資本を有する会社でならば受けうる額を株主から回収しうるものであると主張される⁶⁾。以上のような学説上の見解とは異なり、判例上ほとんどの裁判所は、資本が不十分である事のみに基づき法人格を否認することはしないという⁶⁾。Harris v. Curtis 事件 (1970年)⁶⁾においては、資本が不十分であるという事は法人格否認の決定に際して当該事件に関する他の全てのもとのと一緒に考慮する「一要素」である旨が述べられている⁶⁾。もっとも、「一要素」ではあっても、今日、会社債務につき株主に責任を課する事例において、最も重要な要素の一つであると考えられていることに疑問はないという⁶⁾。

この様に、少なくとも資本が不十分であるという事実は法人格の否認決定において重要な要素と考えられているが、具体的にいかなる場合に資本が不十分と考えられるのかが問題となる。ここで、まず「資本」とは、裁判所においては何を意味するのかが明示されてはいないが、債権者を保護するためのクッションともなるべき会社の純資産や株主によってなされた全出捐額をいうとされ、債務によりマイナスとなりうる様な「全資産」や名ばかりのものとなりうる「表記上の資本」、あるいは、支払能力の存否を示すものとしての「運転資本」を意味するものではないとされる⁶⁾。そして、制定法上会社の最低資本についての定めがある場合に、かかる最低資本を満たしていても経済的な意味で不十分な場合には十分な資本が存するとはいえず⁶⁾、「資本」は企業の規模及び性質、生ずべきリスクを考慮して事業に必要と予見されるものとして合理的に十分なものであることが必要であるとされる⁶⁾。さらに、会社の資本が十分なものであるかの評価に際しては、会社の財産を構成するものではないが、責任保険等会社債権者保護のために備えられたものも考慮されるべきであるとの主張もなされている⁶⁾。次いで、資本が十分であるか否かをどの時期を基準として判断するのかという問題が存する。もとより、設立時から一貫して十分な資本を有することのなかった会社については論ずるまでもないのであって、設立

時あるいはその後会社が十分な資本を有していたことがあった場合が問題となる。まず、設立当初は十分な資本を備えていたが、後に事業が損失を蒙った結果十分な資本を会社が有さなくなった場合、判例法上は株主に責任を課するものではないとされる⁶⁰。すなわち、有限責任の保護を受ける条件として会社に十分の資本を備えさせることが株主に要求されるのであり、一度これが十分になされ得たならば、株主は最初に引き受けた額をこえて損失を補う必要はないとされる⁶¹。逆に、設立当初十分に資本を備えてはいなかったが、後に株主が追加的出捐をなし、若しくは、事業が成功した結果会社が十分の資本を有することとなった場合にも、株主の有限責任は否定されるべきではないとされる⁶²。しかし、会社が十分な資本で事業を始めたが、その後事業の危険性が增大する様な事業の性質や規模の変更拡大がなされた場合には、追加的なリスクキャピタルの投下が株主によってなされなければ、会社の資本は不十分なものとして考えられるとされる⁶³。

(二) 責任を負う株主 会社が十分な資本を有さず、その法人格を否認され得べき場合においても、当該会社の全ての株主が同等に扱われ、責任を課せられるのではない。すなわち、会社形態の不当な利用に対する責任として、債権者救済のために株主の有限責任を否定するのであるから、会社の経営に積極的に参加し、会社を支配してきた株主に対して責任を課するのであり、何ら積極的活動を為してこなかった株主には責任は課せられないとする⁶⁴。ここで注意しなければならないのは、株主の責任と当該株主の現実の経営参加及びその株式保有率との関係である。全部若しくは過半数の株式を有し、かつ、会社の取締役や業務執行役員として経営にも関与している株主が責任を課せられることについては問題はない。しかし、全部若しくは過半数の株式を有してはいるが現実の経営には参加していない株主、及び、少数株式しか有してはいないが経営に参加している株主について責任が課せられるかが問題となる。会社の大株主であって望めば経営にも参加し得るが、現実には経営には何ら関与していない株主につい

ても責任を課しうるとすべきであるとの見解も存するが⁶⁰、裁判所は、General Films, Inc. v. Sanco General Mfg. Corp. 事件 (1977年)⁶¹においては、全株式を有する株主についても、何ら現実の参加をなさなかった名ばかりの存在であった者については、責任を負わせることはできないとしている。これに対して、少数の株式しか有してはいないが経営に参加している株主については、責任を負わしめうるものと考えられており、Minton v. Cavaney 事件 (1961年)⁶²においては、会社の三分の一の株式を有し、取締役でもある被告の責任を論ずるに際して、不十分な資本しか準備せず会社業務の経営に参加した者には責任が課せられる旨が述べられた。また、Service Iron Foundry, Inc. v. M. A. Bell Co. 事件 (1978年)⁶³では、株式は10%しか有してはいなかったが会社を支配していた株主について責任が肯定された。さらに、直接に株式を有してはいなくとも会社を支配していたものについても、責任を課しうるとする事例も存する。Wallace v. Tulsa Yellow Cab Taxi & Baggage Co. 事件 (1936年)⁶⁴では、被告である旧会社自身は株式を有してはいないが、その従業員達で全株式を保有している新設会社について旧会社の支配の事実が認められ、新設会社の債務について旧会社に責任が課せられた。また、National Marine Service, Inc. v. C. J. Thibodeaux & Company 事件 (1974年)⁶⁵においても、被告自身は直接に株式を有してはいないが、その従業員が設立したR社を、被告が株式を有し支配しているP社が支配していたとして、R社の債務について被告の責任が認められた。

(三) 株主が責任を負う債務 一般的に会社に対する債権は、契約上生ずるものと不法行為 (tort) によって生ずるものと分けて考えられており、また、若干異なる視点からは、債権者となるものが債務者を自由に選択できる「任意的債権」と、債務者を自由に選択できない「非任意的債権」と分けて考えられている。もとより、不法行為債権は非任意的債権であるが、契約上生ずる債権は、必ずしも本来の意味での任意的債権ばかりとは言いえない。かような債権に対する考え方は、米国において、資本の十分で

ない会社の債務に関する責任を株主に課する場合にも影響を及ぼしている。まず、契約上生ずる債権のうち、本来の意味での任意的債権にあたるものに関しては、かかる債権者は債権を取得するか否かの選択ができたのであり、会社の経済状態を調べる機会を有しており、若しくは、了知した上で会社と取引をしているのであり、会社の資本が不十分であったという事で株主に責任は認められ難いとされる⁶⁸。ましてや、事情によく精通した世慣れた事業家は、会社の資本が不十分なものであっても、株主の責任を追求することは許されないと考えられている⁶⁹。これに対して、契約上の債権者であっても本来の意味における任意的債権者といえない場合にあっては状況が異なる。すなわち、契約が極めて小規模なもので、契約に際してわざわざ信用調査をするのに値しないものであったり、債権者が担保や保証を請求するだけの取引能力を有していない場合も多く、實際上債権者の多くは契約する相手方を選択しうる地位になかったり、会社の経済状態を了知しえない者であったりすると考えられ、かかる債権者に関しては、多くの裁判所が非任意的債権者として扱い、支配株主に対する責任追求を容認しているといわれる⁷⁰。具体的には、これらの債権者として、従業員⁷¹や消費者⁷²が考えられ、また、建築などの下請け人⁷³、および、一般公衆に役務を提供している様な者も公益的事業を営んでいる者と同様、非任意的債権者に含まれるとされる⁷⁴。以上の様な契約上の債権とは異なり、不法行為債権は必然的に非任意的債権と考えられ、債務者の経済状態を調査し、事前に自己の債権を保護する方策を講ずることなどもとより不可能である。かかる不法行為債権に関しては、裁判所は、契約上の債権に関してより株主の責任を肯定しやすい傾向にあり、学説上もかかる立場が是認されている⁷⁵。具体的な事例で不法行為債権の内容をみると、建設会社の不注意により被害を受けた第三者の賠償請求に関するもの⁷⁶、船積みに関する従業員の過失により身体・生命に被害を蒙った者の賠償請求に関するもの⁷⁷、ダムの不注意な運営により洪水にあい被害を蒙った土地の所有者の賠償請求に関するもの⁷⁸、タクシーに轢かれた者の賠償請求に関するもの⁷⁹、採

石場の不注意な発破により財産上の被害を受けた者の賠償請求に関するもの⁶⁸⁾、従業員が就業中に事故により受けた被害の賠償請求に関するもの⁶⁹⁾、水泳プールを経営する会社の過失によりプールで溺死した者の親からの賠償請求に関するもの⁷⁰⁾、などが存する。また、市街電車の乗客が下車時に運転手の過失により負傷した場合の損害賠償も問題とされ得る⁷¹⁾。これらは、不法行為が生ずるまで、被害者が会社と全く何らの関係にもなかった場合も多いが、従業員であった等の関係を有していた場合もある。さらに、ダムを運営をしていたり、タクシー会社であったりする等会社事業の内容上、不法行為債権がある程度生ずることが予見されうる場合も多い様に思われる。

株主が責任を負わしめられる会社の債務に関しては、債権者が同時に会社の少数株主でもあった場合に、かかる債権者は他の株主の責任を追求し得るのかという問題も存する。株主でありながら会社と取引した者は、通常会社の状況や債権の有すべき価値を了知していたものと考えられるから、会社との取引から生ずるリスクを甘受すべき場合が多いと考えられる⁷²⁾。しかし、会社の財政状況が向上するまで契約上の支払いを延期することを企図し、現実の支払いの代りに債権者に株式を受けとらせるといった状況もあり得るなど、債権者が株主であることを以ってただちに支配株主に対する責任追求を禁ぜられるというものではないと考えられている⁷³⁾。

以上の様に、米国では、株主が有限責任の保護を受けうるには、会社に生じ得る債務を賄うに十分と考えられるだけの財産を少なくとも一度は実質上会社に備えることが必要であると考えられている。法人格否認の要件としての資本の不十分性が認められるか否かは、会社業務の性質や規模が考慮されるところから、具体的には個々の事例に即して考察されなければならないことになる。このとき、かかる判断に際しては、積極的に会社財産を構成するものではないが、会社債権者保護のために備えられた責任保険等も考慮されるべきであるとの主張が存した。また、責任を負うべき株主としては、現実に経営に参加していない場合も大株主には責任を課すべ

きであるとする見解がある一方で、具体的事例においては、株式の保有の割合にはあまり関係なく、実際に会社を支配し、経営に参加していた者が考えられており、株式を有していない者に対しても、現実に会社を支配していた場合には責任が課せられもしている。さらに、株主が責任を追求される債権の内容に関しては、契約上の債権であって、会社債権者が契約前に会社の状況を調査すること等もでき、当該債権を取得するか否かを決定しえた様な債権（任意的債権）については、債権者は契約上のリスクをも負担するべきであるとして、株主に対する責任追求は認められ難いとされる。これに対して契約上の債権であっても非任意的な債権もあり、かような債権については、株主に対する責任追求が容認されている。さらに、不法行為債権については、株主の責任は、より肯定されやすい傾向にあり、わが国の法律構成からすれば、不法行為債権と債務不履行による損害賠償請求権とが競合すると考えられる状況のものについても、株主の責任追求を許しているものと考えられる。また、具体的事例をみるに、問題とされた不法行為債権が生ずべきことが、会社事業の内容上にある程度予見しうる場合も多い様に思われる。債権者が会社の少数株主である場合についても、株主であるというだけの理由で、ただちに支配株主に対する責任追求が禁ぜられるものではないと考えられている。

- (1) Philippe M. Salomon, "Limited Limited Liability: A Definitive Judicial Standard For the Inadequate Capitalization Problem," 47 Temp. L. Q. 321, 323 (1974).
- (2) Charles F. Jensen, "Shareholder Liability—Schattner v. Girard, Inc. —Let Equity Control the Parties' Positions", 8 J. Corp. L. 166, 168 (1982).
- (3) Salmon, *op. cit.*, p. 325.
- (4) Henry W. Ballantine, *Ballantine on Corporations*, pp. 302-303 (rev. ed. 1946).
- (5) Salmon, *op. cit.*, pp. 350-351.
- (6) Jensen, *op. cit.*, p. 168.

- (7) 8 Cal. App. 3d 837, 87 Cal. Rptr. 614.
- (8) 87 Cal. Rptr. 618-619.
- (9) William P. Hackney and Tracey G. Benson, "Shareholder Liability For Inadequate Capital", 43 U. Pitt. L.Rev.837, 859 (1982).
- (10) *Ibid.*, p.890.
- (11) *Ibid.*, p.854.
- (12) *Ibid.*, p.892.
- (13) *Ibid.*, p.891.
- (14) *Ibid.*, p.898; Ohio Edison Co. v. Warner Coal Corp., 79 Ohio App. 437, 72 N.E. 2d 487 (1946).
- (15) Hackney and Benson, *op. cit.*, p. 898.
- (16) *Loc cit.*; cf. Tigrett v. Pointer, 580 S.W. 2d 375 (1978).
- (17) Hackney and Benson, *op. cit.*, pp. 898-899.
- (18) *Ibid.*, p.876 ;Robert W. Hamilton, "The Corporate Entity", 49 Tex. L. Rev. 979, 988 n. 33 (1971); Henderson v. Rounds & Porter Lumber Co., 99 F. Supp. 376 (1951); Minton v. Cavaney, 15 Cal. Rptr. 641, 364 P. 2d 473 (1961); Sutton v. Reagan & Gee, 405 S. W. 2d 828 (1966); Segan Construction Cop. v. Nor-West Builders, Inc., 247 F. Supp. 691 (1967); General Films, Inc. v. Sanco Greneral Mfg. Corp., 153 N.J. Super. 369, 379 A. 2d 1042 (1977).
- (19) Note, "Should Shareholders Be Personally Liable for the Torts of Their Corporation?" 76 Yale L. J. 1190, 1200 (1967).
- (20) 153 N.J. Super. 369, 379 A. 2d 1042.
- (21) 15 Cal. Rptr. 641, 364 P. 2d 473.
- (22) 2 Kan. App. 2d 622, 588 P. 2d 463.
- (23) 178 Okla. 15, 61 P. 2d 645.
- (24) 501 F. 2d 940.
- (25) Hackney and Benson, *op. cit.*, pp.860-861; Comment, "Disregarding the Corporate Entity: Contract Claims," 28 Ohio St. L. J. 441,459 (1967). 株主に対する会社債権者の請求が認められなかった事例としては以下のもの等がある。Wagner v. Manufacturers' Trust Co., 261 N.Y.S. 136 (1932) aff'd,

- 261 N.Y. 699, 185 N.E. 799 (1933); Critzer v. Oban, 52 Wash. 446, 326 P. 2d 53 (1958); Fisser v. International Bank, 282 F. 2d 231 (1960); Auer v. Frank, 227 Cal. App. 2d 396, 38 Cal. Rptr. 684 (1964); Atomic Fuel Extraction Corp. v. Slick's Estate, 386 S.W. 2d 180 (1964); Assoc. Development Corp. v. Air Control Prod., Inc., 392 S.W. 2d 542 (1965); Harris v. Curtis, 8 Cal. App. 3d 837, 87 Cal. Rptr. 614 (1970).
- (26) Abraham v. Lake Forest, Inc., 377 So. 2d 465 (1979).
- (27) Hackney and Benson, *op. cit.*, p. 863.
- (28) Shafford v. Otto Sales Company, 149 Cal. App. 2d 428, 308 P. 2d 428 (1957); cf. Hanson v. Bradley, 298 Miss. 371, 10 N.E. 259 (1937).
- (29) Wheeler v. Superior Mortgage Co., 196 Cal. App. 2d 822, 17 Cal. Rptr. 291 (1961); Gallagher v. Recono Builders, Inc., 91 Ill. App. 3d 999, 415 N.E. 2d 560 (1980).
- (30) Segan Construction Corp. v. Nor—West Builders, Inc., 274 F. Supp. 691 (1967).
- (31) Hackney and Benson, *op. cit.*, p. 864; Mosher v. Salt River Valley Water Users' Ass'n., 39 Ariz. 567, 8 P. 2d 1077 (1932); National Marine Service, Inc. v. C. J. Thibodeaux & Company, 501 F. 2d 940 (1974).
- (32) Hackney and Benson, *op. cit.*, p. 867; Hamilton, *op. cit.*, p. 988; Jonathan M. Landers, "A Unified Approach To Parent, Subsidiary, and Affiliate Questions in Bankruptcy," 42 U. Chi. L. Rev. 589, 623 (1975).
- (33) Holbrook, Cabot & Rollins Corp. v. Perkins, 147 F. 166 (1906).
- (34) Joseph R. Foard Co. v. Maryland, 219 F. 827 (1914).
- (35) Erickson v. Minnesota & Ontario Power Co., 134 Minn. 209, 158 N. W. 979 (1916).
- (36) Wallace v. Tulsa Yellow Cab Taxi & Baggage Co., 178 Okla. 15, 61 P. 2d 645 (1936).
- (37) Western Rock Company v. Davis, 432 S.W. 2d 555 (1968).
- (38) Chesapeake Stone Co. v. Holbrook, 168 Ky. 128, 181 S.W. 2d 953 (1916); Dixie Coal Min. & Mfg. Co. v. Williams, 221 Ala. 331, 128 So. 799 (1930).

- (39) *Minton v. Cavaney*, 15 Cal. Rptr. 641, 364 P. 2d 473 (1961).
 (40) *Berkey v. Third Ave. Ry. Co.*, 244 N. Y. 84, 155 N. E. 58 (1926).
 (41) *Jensen*, *op. cit.*, p.178.
 (42) *Ibid.*, p.171, p.178; *Schattner v. Girard, Inc.*, 668 F. 2d 1336 (1981).

V 結語

わが国において立法化が企図されている支配株主の責任に関して、米国においては、特別規定により株主に一定の責任を課す州がある一方で、一般的には、一定の状況下で法人格を否認することで支配株主に責任を課することが従来より行われてきている。もとより、米国においても株主の有限責任は大原則であるから、特別規定や法人格否認によって会社の債務に関して株主が責任を追求されるのは、わが国同様例外的な場合といえる。

米国において、株式に関する払込義務以外に株主に責任を課する特別規定は、従来は決して珍しいものではなかったとされるが、現在ではニューヨークやウィスコンシンに労働債権に関して株主に責任を課するものがわずかに残るのみである。かかる規定は、会社関係における弱者の立場にある従業員保護のために例外的に株主に責任を課するものと思われるが、責任額に制限を設けたり、あるいは、責任追求のための手続を比較的厳格にするなど、責任を負担せしめられる株主のための配慮もなされている。これらの規定及びその解釈は、わが国の立法上参考となるものではある。しかし、その立法主旨は若干異なる様に思われるのに対して、特に会社の資本が不十分であることを要件として法人格の否認により支配株主に責任を課することが考えられる場合の状況は、商法・有限会社法改正試案において示された支配株主の責任の立法主旨と、(1) 有限責任の基礎的条件として会社に十分な資本の存在すべきことを要求する点、(2) 責任を負うのは会社を支配している株主、所謂機能資本家と考える点、(3) 債務者を選択し自衛する余地が極めて乏しいかまたは全くない債権について保護を与えんとする点などの大要で相通じるものであり⁴⁾、興味深い。また、会社

業務の性質や規模と関連して資本が十分であるか否かが判断される点（この際に、積極的には会社財産を構成するものではないが、会社債権者保護のために備えられた責任保険等をも考慮に加えることが主張されている）や、責任を負わしめられる株主について、株式を保有する割合にあまりこだわらず現実における会社支配を考察する点などは、事件毎の現実妥当性を有し得る反面曖昧な要素を残すものではあるが、彼此比較して参考となる点も多く含まれていると思われる。さらに、具体的事例をみるに、会社事業の性質上、不法行為債権の生ずべきことがある程度予見可能な場合に株主に責任が課せられている事例が多いことや、わが国の法律構成からすれば、不法行為債権が債務不履行による損害賠償請求権と競合すると考えられる場合にあって、被害者の救済が是認されうる事例が存するなど、示唆深いものを含んでいるといえる。

- (1) 大谷禎男「商法・有限会社法改正試案の解説 (7)」商事法務 1084号 19頁以下参照。